

本招集通知の使い方

本招集通知はインタラクティブ機能付PDFを用いて編集しております。ページ間を移動しやすいよう、各ページの上部にナビゲーションとカテゴリータブ、左側にページタブを設けています。

ナビゲーションボタン

-  クリックすると、表紙へ移動します。
-  クリックすると、1ページ進みます。
-  クリックすると、1ページ戻ります。

チャプター



クリックすると、各チャプターの冒頭ページに移動します。

インデックス

クリックすると、
該当のページに移動します。

- ・ 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- ・ 第109期事業報告
- ・ 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 監査報告書

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件 期末配当に関する事項

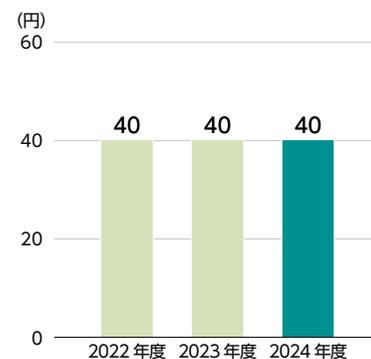
当社は、健全性と効率性が両立する適正な資本水準の維持、将来の成長に資する戦略的投資の実行、株主の期待に応える利益還元、の三つの財務命題の調和と、それによる企業価値拡大の追求を資本政策の主軸としております。当社の株主利益還元策については、業績に応じて毎期配当していくことを基本方針としており、その水準は、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上かつ純資産配当率（DOE）8%以上を基準に決定いたします。

第109期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

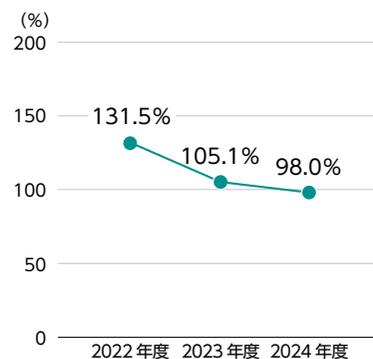
- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
総額 4,634,020,674円
なお、中間配当金（1株につき22円）を含めました1株当たりの年間配当金は40円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月30日

配当の状況

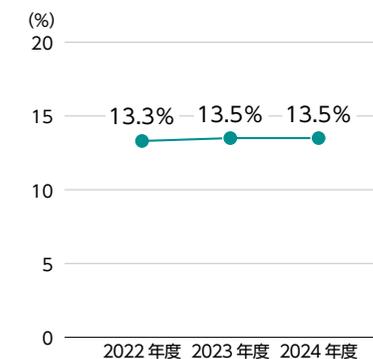
■ 1株当たり年間配当金



■ 配当性向



■ 純資産配当率 (DOE)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の構成を見直し、過半数の社外取締役で取締役会を構成することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、執行役員制度の導入により経営環境の変化に対して迅速、柔軟かつ的確に対応できる効率性の高い業務執行体制を引き続き維持することを目的として、執行役員制度を導入いたします。これに伴い定款について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数の上限の減員、役付取締役の規定の廃止、株主総会及び取締役会の招集者及び議長を取締役社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役への変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～2. (条文省略) 3. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 4.～35. (条文省略)</p> <p>第3条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>15名以内とする。</u> ② (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～2. (現行どおり) 3. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 4.～35. (現行どおり)</p> <p>第3条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、その議長に任ずる。</u></p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>10名以内とする。</u> ② (現行どおり)</p>

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- ・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- ・第109期事業報告

- ・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- ・監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
第18条～第19条（条文省略）	第18条～第19条（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第20条（条文省略） ② <u>取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</u>	（代表取締役） 第20条（現行どおり） (削除)
（取締役会） 第21条（条文省略） ② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u>	（取締役会） 第21条（現行どおり） ② <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、その議長に任ずる。</u>
③（条文省略）	③（現行どおり）
第22条～第36条（条文省略）	第22条～第36条（現行どおり）
附則 第1条（条文省略）	附則 第1条（現行どおり）



- 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- 第109期事業報告

- 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- 監査報告書

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入により取締役会の構成を見直したために6名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1	再任 和里田 聡 わ り た あきら 和 里 田 聡	男性	代表取締役社長
2	再任 鵜澤 慎一 う ざわ しん いち 鵜 澤 慎 一	男性	専務取締役コーポレート部門担当役員
3	再任 松井道太郎 まつ い みち た ろう 松 井 道 太 郎	男性	取締役
4	再任 小貫 聡 お ぬき さとし 小 貫 聡	男性	独立 筆頭社外取締役
5	再任 堀 俊明 ほり とし あき 堀 俊 明	男性	独立 社外取締役

候補者番号 **1** ^{わ り た}**和里田** ^{あきら}**聰** 生年月日 1971年6月16日
所有する当社の株式数 55,300株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1994年4月	P&Gファー・イースト・インク（現P&Gジャパン）入社	2011年5月	当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長（営業開発部、RTGS事業部、顧客サポート部管掌）
1998年1月	リーマン・ブラザーズ証券会社入社	2017年6月	当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員（営業開発部管掌）
1999年9月	UBS証券会社入社	2019年4月	当社専務取締役就任営業推進部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員
2006年4月	当社入社	2020年6月	当社代表取締役社長就任（現任）
2006年5月	当社IR室長		
2006年6月	当社取締役就任IR室長 兼 事業法人担当役員		

(取締役候補者とした理由)

和里田聰氏は、証券業界において長年の経験があり、個人向け業務、コーポレートファイナンス、資本財務戦略の策定等の投資銀行業務を含む証券事業全般について豊富な見識を有しております。当社に入社以降は、営業部門の担当役員として、マーケティング戦略、新規事業戦略、広報戦略を立案・遂行し、経営管理・IRを統括するなど、会社経営の重要な部分を担って参りました。2020年度からは代表取締役社長として、当社の経営全般を牽引しております。今後も、当社の持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2** ^{う ざわ しん いち}**鵜 澤 慎 一** 生年月日 1973年7月19日
所有する当社の株式数 102,570株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1996年4月	新王子製紙株式会社入社	2007年3月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科専門職学位課程修了
2000年3月	東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了	2012年4月	当社取締役財務部長
2001年8月	当社入社	2020年6月	当社常務取締役就任財務部長
2004年5月	当社財務部長	2020年8月	当社常務取締役コーポレート部門担当役員
2006年6月	当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員	2024年6月	当社専務取締役就任コーポレート部門担当役員（現任）

(取締役候補者とした理由)

鵜澤慎一氏は、長年に渡り当社の財務部門を牽引し、財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しております。また、証券決済業務の豊富な経験を有するほか、与信管理体制の構築及び強化を担って参りました。加えて、オンライン証券において重要なシステムリスク管理について、その体制の構築及び強化を牽引するなど、当社の経営を適切に遂行するための豊富な経験と見識を有しております。引き続き当社の企業価値向上に適任と考え、取締役候補者いたしました。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

候補者番号 **3** まつ い みち た ろ う **松 井 道太郎** 生年月日 1987年8月2日
 所有する当社の株式数 0株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2013年4月	株式会社QUICK入社	2020年6月	当社取締役就任
2018年4月	当社入社	2020年8月	当社取締役戦略部門担当役員
2018年6月	当社コンプライアンス部	2022年6月	当社取締役戦略部門担当役員 兼 戦略企画部長
2019年1月	当社社長直轄プロジェクト担当	2023年4月	当社取締役（現任）

(取締役候補者とした理由)

松井道太郎氏は、当社に入社後、社長直轄プロジェクトのプロジェクトリーダーとして、「新しい松井証券」を創るための全社的な意識改革を主導し、2020年度からは戦略部門の担当役員として、当社の経営企画・管理を統括して参りました。今後も創業家の代表者として、長期的な視点を持ちながら会社経営全般に関わり、当社の成長戦略の立案・遂行に貢献することを期待して、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4** お ぬ き さ と し **小 貫 聡** 生年月日 1955年2月10日 **社外** **独立**
 所有する当社の株式数 0株 **再任** **筆頭**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1978年4月	株式会社日本興業銀行入行	2011年4月	興和不動産投資顧問株式会社取締役副社長就任
2002年4月	米国みずほ証券副社長就任	2013年6月	同社代表取締役社長就任
2003年7月	みずほ証券株式会社市場営業グループ統括部長	2018年4月	興和不動産ファシリティーズ株式会社監査役就任
2006年3月	同社執行役員市場営業グループ長	2020年6月	当社社外取締役就任（現任）
2009年4月	株式会社DIAMアセットマネジメント常務取締役就任		

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

小貫聡氏は、証券業界及び運用業界において経営職を歴任し、投資顧問会社の代表取締役を務めるなど企業経営者としての経験もあり、金融業界全般に関する幅広い知見や金融機関経営の豊富な経験を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営の監督及び経営全般の助言をしていただくこと、また指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

候補者番号 **5** ほり 堀 とし 俊 あき 明 生年月日 1956年1月23日 **社外** **独立**
 所有する当社の株式数 0株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1978年4月	タカラスタンダード株式会社入社	2012年3月	同社専務取締役就任
1987年5月	株式会社QUICK入社	2016年3月	同社取締役副社長就任
2004年3月	同社取締役就任営業本部長	2019年3月	同社顧問就任
2009年3月	同社常務取締役就任営業本部長	2022年6月	当社社外取締役就任（現任）

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

堀俊明氏は、金融情報サービス業において取締役副社長の経験を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。金融業界全般に関する幅広い知見や、マーケティング・ITの領域でも豊富な経験があります。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営の監督及び経営全般の助言をしていただくこと、また指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小貫聡氏及び堀俊明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は小貫聡氏及び堀俊明氏の選任が承認された場合には引き続き、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
3. 小貫聡氏及び堀俊明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして、それぞれ5年及び3年となります。
4. 当社は、現在、小貫聡氏及び堀俊明氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約により、填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約について、任期途中に同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等につきまして、指名報酬委員会の審議の状況を確認しております。そのうえで、監査等委員会にて検討いたしました結果、取締役候補者の選任手続き、取締役の報酬等の決定手続きに特段の問題はなく、その内容は妥当であるとの結論に至りました。



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- 第109期事業報告

- 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- 監査報告書

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役高橋武文氏、甲斐幹敏氏及び小駒望氏の3名は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1	再任 高橋武文 たか はし たけ ふみ	男性	取締役(常勤監査等委員)
2	再任 小駒望 こ ごま のぞみ	女性	独立 社外取締役(監査等委員)
3	新任 塩見めぐみ しお み	女性	独立

候補者番号 **1** ^{たか} ^{はし} ^{たけ} ^{ふみ} **高橋武文** 生年月日 1974年10月16日
 所有する当社の株式数 1,500株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2000年4月	当社入社	2019年4月	当社内部監査室長
2006年5月	当社コンプライアンス室担当課長	2023年6月	当社取締役（監査等委員）就任（現任）

（監査等委員である取締役候補者とした理由）

高橋武文氏は、当社のコンプライアンス、内部監査、検査対応等の分野において長年の経験を有し、証券業に関する法令等に精通し、専門的な見識を有しております。2019年4月からは内部監査室長として、2023年6月からは常勤の監査等委員として、当社の監査体制の強化に取り組んで参りました。これまで培った知識と経験を活かし、監査・監督等の職務を今後も適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 **2** ^こ ^{ごま} ^{のぞみ} **小駒望** 生年月日 1980年7月31日 **社外** **独立**
 所有する当社の株式数 0株 **再任**



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2007年4月	新日本監査法人入所	2018年6月	株式会社FIS社外監査役就任（現任）
2008年4月	パレスキャピタル株式会社入社	2019年11月	株式会社ストライク社外取締役就任（現任）
2010年11月	小駒望公認会計士事務所設立（現在に至る）	2023年6月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2016年6月	ユナイテッド株式会社社外監査役就任（現任）	2024年12月	株式会社エフティコミュニケーションズ社外監査役就任（現任）

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

小駒望氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計の専門的な知識を有しております。また、上場会社の社外取締役、社外監査役、非上場の金融機関の監査役としての経験を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行の適法性や妥当性を監査する監査等委員として、独立した公正な監査をしていたことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に執行できると判断いたしました。



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

候補者番号 **3**しお み
塩 見 めぐみ

生年月日 1972年11月19日

社外 独立

所有する当社の株式数 0株

新任



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1995年4月	P&Gファー・イースト・インク（現P&Gジャパン）入社	2013年4月	グラクソ・スミスクライン株式会社入社 同社ジェネラルケア事業部 ファイナンスマネージャー
1999年4月	同社紙製品事業部 ファイナンスマネージャー	2017年8月	マーサージャパン株式会社入社
2004年4月	同社ペットフード事業部 ファイナンスマネージャー	2018年7月	同社取締役就任 財務管理部部長（現任）
2008年4月	同社ウエラ事業部（サロンプrofessional） カンントリーファイナンスマネージャー		マーサー・インベストメンツ株式会社 取締役就任（現任）

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

塩見めぐみ氏は、長年にわたり外資系の日用品・製薬メーカーでの要職を経験し、現在は、外資系コンサルティング企業の日本法人で財務担当の取締役を務めており、経営管理・財務・会計・内部監査での豊富な経験と知識を有しております。また、女性役員としてDiversity & Inclusion活動にも積極的に関わり、貢献してきました。当社の経営の重要事項の決定や業務執行の適法性や妥当性を監査する監査等委員として、独立した公正な監査をしていただくこと、経営目標である多様性のある自律的な組織作りへの助言を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小駒望氏の戸籍上の氏名は、今岡望であり、塩見めぐみ氏の戸籍上の氏名は、川崎めぐみであります。
3. 小駒望氏及び塩見めぐみ氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は小駒望氏の選任が承認された場合には引き続き、塩見めぐみ氏の選任が承認された場合には新たに、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
4. 小駒望氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして、2年となります。
5. 当社は、現在、高橋武文氏、小駒望氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。また、塩見めぐみ氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約により、填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約について、任期中に同内容での更新を予定しております。

- ・ 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- ・ 第109期事業報告
- ・ 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
- ・ 監査報告書

(ご参考) スキル・マトリックス (本総会后)

氏名 役職	指名 報酬	監査等 委員	企業経営	金融業界	マーケ ティング	IT/DX IS	財務会計 企業金融	法務 コンプライ アンス	サステナ ビリティ
再任 和里田 聡 代表取締役	○		●	●	●		●		
再任 鵜澤 慎一 取締役			●	●		●	●		
再任 松井 道太郎 取締役			●	●					
再任 小貫 聡 筆頭社外取締役	◎		●	●	●				●
再任 堀 俊明 社外取締役	○		●	●	●	●			●
再任 高橋 武文 取締役(常勤監査等委員)		○	●	●				●	
川西 拓人 社外取締役(監査等委員)		◎	●	●				●	●
再任 小駒 望 社外取締役(監査等委員)		○	●	●			●	●	●
新任 塩見 めぐみ 社外取締役(監査等委員)		○	●				●		●

※◎は委員長

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- ・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- ・第109期事業報告

- ・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- ・監査報告書

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の総額は、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額5億円以内としてご承認をいただき、今日にいたっています。今般、当社は、執行役員制度を導入したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を減員することといたしました。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額3億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）となります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、その内容は相当なものであると考えております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の現在の監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額5千万円以内としてご承認をいただき、今日にいたっています。

今般、経済情勢や経営環境の変化に伴い、監査等委員である取締役の職責の重要性が増していることを勘案し、監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額1億円以内といたしたいと存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。本議案は、経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、その内容は相当なものであると考えております。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において、ストック・オプションとして取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額は、取締役の報酬額とは別枠で年額3億円以内としてご承認をいただき、今日にいたっています。

当社は、上記のストック・オプション報酬額に関する株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬の一部について、株価との連動性を高め株主との利害を一致させることにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めるため、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストック・オプション」を割り当てることとしております。

今般、当社は、執行役員制度を導入したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を減員することといたしました。つきましては、ストック・オプションとして取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を年額2億円以内としたいと存じます。

本件ストック・オプションは、上記のとおり「株式報酬型ストック・オプション」であり、当社における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案したものであり、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づき、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位にあること及び下記の内容を含む新株予約権割当契約を締結することを条件に付与する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となり、そのうち対象者は社外取締役2名を除く3名となります。

1. 新株予約権の割当対象者

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）とする。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

(3) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は4,000個を上限とする。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



 ・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
 新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
 なお、当該払込金額の払込みに代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株当たりの価額は1円として、これに新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
- (6) 各新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の割当日翌日から2年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から8年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
 新株予約権の行使時において、当社取締役または執行役員であることを要する。但し、任期満了により退任した場合、その他合理的な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (9) 新株予約権の取得条項
 当社は、以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 ア. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 イ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 ウ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 オ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (10) その他の新株予約権の内容
 新株予約権に関するその他の募集事項及び細目（上記(1)から(9)までの事項におけるその他の事項を含む。）については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以上



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

第109期事業報告

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 経営の基本方針

当社は、「お客様の豊かな人生をサポートする。」ことを企業理念（MISSION）とし、「個人投資家にとって価値のある金融商品・サービスを提供する。」ことを企業目標（VISION）としています。企業理念、企業目標を実現するうえでは、優位性のある顧客体験価値を提供することが何より重要だと考えています。

そこで、強固な財務基盤や安定した取引システムの提供、お客様に寄り添ったサポート体制など、金融機関としてお客様からの信頼に応えること、堅実な企業活動を維持し、発展させていくことが、「投資そのもの、及び証券会社選びの安心感」につながると考え、当社の1つ目の提供価値であると定めています。加えて、投資自体が楽しくより身近で魅力的なものに、そしてお客様の人生における発見と成長につながる知的好奇心がわくような体験にしたいという思いから、投資についての多様な「アイデアの提供」を2つ目の提供価値としています。このような考えをコーポレートスローガン「投資をまじめに、おもしろく。」において示しています。

そして、コーポレートスローガンを体現するため、お客様からの信頼に応える「安定した取引環境」の提供、投資を始めるハードルを下げ、より多くのお客様へ発見と成長の機会を届ける「様々な顧客ニーズを満たす豊富な商品」、「トライアルバリアの低い商品・サービス」、「シンプルでわかりやすいサービス」の提供、さらに一歩先を行くオンライン証券を目指して、お客様それぞれのニーズに沿ったきめ細やかな対応を実現する「パーソナライズされたサービス」の提供に努めて参ります。

なお、当社は、経営資源をオンラインベースの事業に集中することで、効率的なオペレーション体制を維持してきました。オンライン中心のコミュニケーションの広がりを背景に、オンラインベースの事業の優位性は一層高まるものと考え、オンラインベースのビジネスモデルに集中する方針を堅持していきます。

(2) 経営環境

日本国内における株式のオンライン取引サービスは、1998年に始まりました。それ以降、個人の株式等委託売買代金に占めるオンライン証券会社顧客の比率は年々上昇を続け、現在では9割を超えています。一方、個人の株式保有額に占めるオンライン証券会社顧客の割合は、未だ3割程度に留まっていますが、その比率は年々拡大しています。対面型の証券会社からオンライン証券会社への株式資産の流入は継続しており、今後も、オンライン証券会社を通じた個人株式等委託売買代金の拡大余地があるものと考えます。

オンライン証券業界においては、個人の株式等委託売買代金は当社を含む大手オンライン証券会社5社（当社、SBI証券、楽天証券、三菱UFJスマート証券、マネックス証券）によって占められている他、各社シェアの順位にも大きな変動はなく、一定の均衡状態が続いていました。ところが、2023年にSBI証券、楽天証券の2社が株式売買委託手数料の無料化に踏みきったことにより、各社は、信用取引、FX（外国為替証拠金取引）、投資信託、ホールセール事業、資産運用業、暗号資産関連事業等への事業拡大に注力するなど、収益源の多様化を進めています。そのような中で、当社以外のオンライン証券会社は、プラットフォームとの事業及び資本の関係を強化していることから、規模の拡大を目指していると推測されます。これは、顧客一人ひとりの資産規模や取引規模は小さいながらも、数多くの顧客にアプローチすることで収益をあげるという、ロングテールのビジネスモデル



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

を目指すものと思慮します。一方で、これまでのオンライン証券会社のビジネスモデルは、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えるものの、取引頻度が高い一部の顧客に利益の大半を依存している状況にあります。このように、一部競合他社の手数料無料化を契機に、収益構造の見直しが業界共通のテーマとして顕在化し、その結果として、オンライン証券のビジネスモデル、及び重点的に取り組む分野の違いも鮮明化してきたものと考えます。

(3) 経営目標

当社は、企業目標を達成するために以下の経営目標を定めております。

- ① 付加価値の高いサービスを提供し、価値に見合う適正な対価を得る。
- ② 経営資源を有効活用し、利益及び株主価値の向上を目指す。
- ③ 株主資本コスト（現状8%）を上回るROEを達成する。

当事業年度のROEは13.8%となり、金融収支の増加やFX取引に起因するトレーディング損益の増加により、前事業年度の12.9%から上昇しました。引き続き、上記の目標値を達成しており、今後も中長期的な資本効率の向上に努めます。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、経営目標を達成するための経営戦略として以下4点を定め、その実現に向けて取り組んでおります。

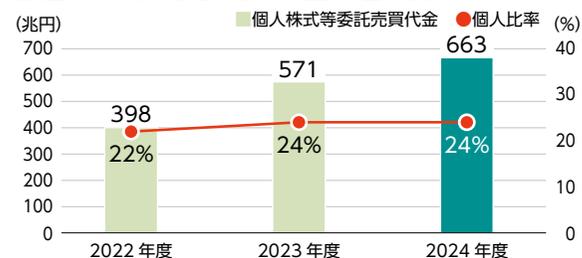
- ① 大手オンライン証券会社として認知される「強いブランドの構築」
- ② オンライン証券会社として備えるべき金融商品・サービスの「ラインアップの充実」、独自性を意識した「特色のあるサービスの提供」
- ③ 優位性のある顧客体験価値を提供し続ける「サービスクオリティの向上」
- ④ これらの事業・サービスの提供を支えるための基盤となる「多様性のある自律的な組織の実現」

(5) 事業の経過及びその成果

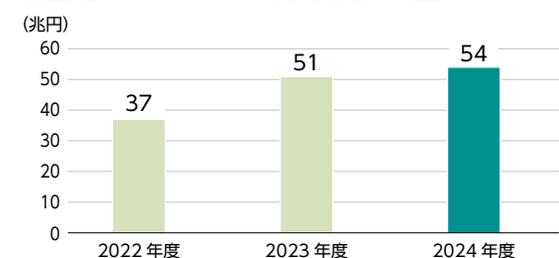
当事業年度の国内株式市場は、期首に40,600円台で取引を開始した日経平均株価が、日米の長期金利上昇や半導体需要の不透明さなどから、4月中旬に一時37,000円台まで落ち込んだものの、日銀の緩和的な金融政策の継続、円安による輸出関連株への買いなどから株価は反転、7月11日に史上最高値となる42,224円を記録しました。しかし、8月に入り、日銀の利上げによる円高進行や米国リセッション懸念を背景に株価は急落、5日には過去最大の下げ幅を記録し、31,458円まで下落しました。その後は、日銀の利上げへの慎重姿勢や米国景気後退懸念から株価は徐々に戻り、9月末には37,919円まで回復、10月以降は石破政権の動向や米大統領選を巡る思惑、トランプ氏への期待感と警戒感により株価は39,000円を挟んで一進一退を繰り返しました。2月後半からは、米関税政策の不透明感や景気後退懸念などから株価は下落基調になり、3月中旬には36,000円を下回りました。その後、38,000円台まで回復するも、米政府による自動車への追加関税や、4月以降の相互関税への懸念から株価は急落、3月末の日経平均株価は35,617円で取引を終えました。

このような市場環境の中で、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前事業年度と比較して13%増加しました。当社の主たる顧客層である個人投資家については、堅調な株価推移を背景に日本株に対する期待感が盛り上がった局面と、大きく株価が動いた局面で取引が拡大し、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は同16%増加となりました。なお、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は前事業年度と同様の24%となりました。当社の株式等委託売買代金については同6%の増加となりました。

■個人株式等委託売買代金と個人比率



■当社における株式等委託売買代金



・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- 第109期事業報告

- 計算書類

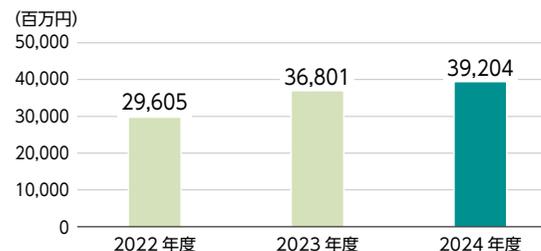
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- 監査報告書

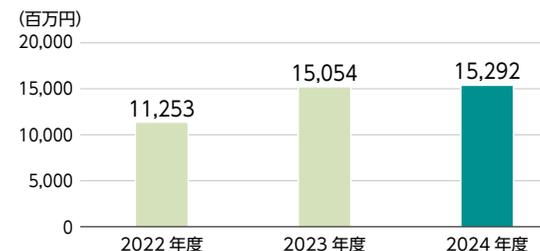
以上を背景に、当事業年度においては、受入手数料は19,969百万円（対前事業年度比2.1%減）となりました。そのうち、委託手数料は18,892百万円（同2.5%減）となりました。これは主として、株式等委託売買代金に占める一日信用取引（手数料が原則として無料）の割合の増加に伴う手数料率の低下によるものです。また、主として信用取引買残高の増加に伴い信用取引収益は増加しましたが、金利水準の上昇等を背景に支払利息も増加しました。そうした中で、同じく金利水準の上昇等を背景に預託金の収益分配金が増加したことを主な要因として、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は13,414百万円（同10.9%増）となりました。トレーディング損益は、主としてFX取引のトレーディング益により3,752百万円（同36.2%増）となりました。

この結果、営業収益は39,204百万円（同6.5%増）、純営業収益は37,135百万円（5.4%増）となりました。また、営業利益は15,636百万円（同3.1%増）、経常利益は15,292百万円（同1.6%増）、当期純利益は10,501百万円（同7.3%増）となりました。

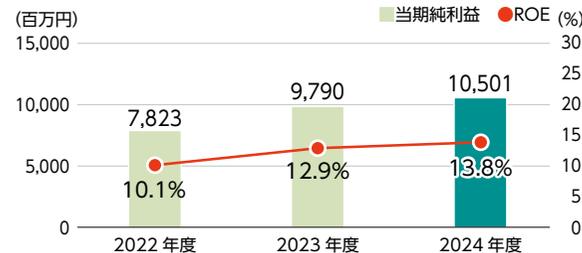
■営業収益



■経常利益



■当期純利益／自己資本当期純利益率(ROE)



■営業収益経常利益率



(6) 設備投資及び資金調達の状況

当社は、各事業年度において、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を行っております。当事業年度におきましては、各種新サービスの追加や取引システムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に3,530百万円の設備投資を行いました。

当社が行う資金調達は、主として信用取引貸付金の原資に対応するものです。経常的な信用取引貸付金の増減については、銀行等金融機関からの短期借入金の増減を中心に対応しております。信用取引貸付金の水準が大きく増加する場合に備えて、社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録も行っておりますが、当事業年度末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコールマネーを含む短期借入金によっております。

(7) 対処すべき課題

1. 強いブランドの構築

当社は、「金融機関としての信頼性」と「知的エンターテインメント性」を両立した事業展開を推進することが、強いブランドの構築に資するものと考えています。「金融機関としての信頼性」を向上する点については、お客様から安心して取引できる金融機関として認知されるため、強固な財務基盤や安定した取引システムの提供、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス体制の強化、お客様に寄り添ったサポート体制など、堅実な企業活動の維持・発展に努めております。なお、金融機関の認知度は当該金融機関に対する信頼性の向上に資する面があり、長期的な顧客基盤の維持・拡大のために、継続的に認知度の強化に取り組んで参ります。

当事業年度においては、当社のイメージキャラクターに俳優の菜々緒さんを起用し、真面目でプロフェッショナルなイメージを感じさせる新しいテレビCMを配信したほか、人気ゲーム「フォートナイト」に投資要素を盛り込んだオリジナルゲーム「MONEY TRADE FIGHT by松井証券」を公開するなど、認知度向上に向けた取り組みを強化しました。

一方の「知的エンターテインメント性」を推進する点については、商品・サービスの開発、マーケティング活動、投資情報の提供、コールセンターにおけるサポートなどを通じて取り組んで参ります。

当事業年度においては、引き続き投資の「おもしろさ」を伝える動画コンテンツを多数公開しております。2020年から開始した「資産運用!学べるラブリー」シリーズはシーズン15を公開しており、長期にわたる人気コンテンツとなっております。また、芸能人のリアルな株式投資にアナリストがアドバイスを行う「予約の取れない株相談所」など、新たな人気コンテンツも生まれた結果、YouTube公式チャンネルの登録者数は44万人を突破し、総再生回数は1億回を超え、主要証券会社が運営するチャンネルでは最大級の規模となっております。また、投資情報メディア「マネーサテライト」では、これから投資を始める初心者から上級者まで、資産運用をサポートする投資情報を継続的に提供しております。ニュース性の高いトピックを有名アナリストが解説する動画や、アニメーションを用いて投資に関するマーケット情報を分かりやすく解説する動画等、新規コンテンツを拡充し、顧客にとって発見や成長につながる多様なアイデアの提供に努めました。その他、個人投資家に人気のあるIPO銘柄においては、ベンチャーキャピタルとの連携を強化して引受件数の向上に努めた結果、引受参入率は67%となり、IPO銘柄の取り扱い数において、業界2位となりました。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- ・ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- ・ 第109期事業報告

- ・ 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- ・ 監査報告書

2. ラインアップの充実、特色のあるサービスの提供

お客様に選ばれるオンライン証券会社になるためには、年齢・志向・資産状況などが異なる個人投資家の多様なニーズに応える金融商品・サービスを提供していくことが欠かせません。当社の新規口座開設者の4割以上が30代以下の投資初心者層であることを考えると、金融商品・サービスの多様化によって投資への入り口をより広げるとともに、標準的な金融商品・サービスを取り揃え、お客様が証券会社を検討する際の「非選択理由」をなくす必要があります。

当事業年度においては、株式会社ジェーシービーとの協業による「クレジットカードによる投資信託積立サービス」の開始を公表しました。2025年度中のサービス開始に向けて準備を進めております。また、証券取引を快適にする銀行サービス「MATSUI Bank」について、従来日本株のみであったスイープ入金機能を投資信託にも拡充し、よりシームレスな連携を実現しました。普通預金金利も年0.41%に引き上げることで、待機資金を有効活用できるサービスの提供だけでなく、銀行サービスを利用するお客様との接点強化を実現しました。FX事業では自動売買に適した「米ドル/カナダドル」・「ユーロ/スイスフラン」の取り扱いを開始することで合計22通貨ペアの取引が可能となり、取引の選択肢を拡充しました。

3. サービスクオリティの向上

オンライン証券各社が提供する金融商品には大きな差がないため、サービス水準を充実することや利便性の高い取引・情報ツールを継続的に提供していくことなど、優位性のある顧客体験価値を提供することによって、お客様にとって価値の高い証券会社と認識していただけるものと考えております。また、オンライン証券という業態ではあるものの、お客様からの問い合わせや相談事について、ヒューマンタッチなコミュニケーションの機会を提供することも、顧客体験価値の向上につながると考えています。

当事業年度においては、取引ツール「日本株アプリ」について、当日の個別銘柄の売買代金・出来高の内訳が分かる東証売買内訳データ機能を追加し、より高度な分析を可能としたほか、PTS一括切り替え機能を追加し、PTS ナイトタイム・セッションにおける売買の利便性を向上しました。「FXアプリ」では、大幅リニューアルを実施し、日次の損益が簡単に把握できる損益カレンダーなどの新機能を追加するなど、より快適な取引環境を実現しました。顧客サポートにおいては、コールセンターのキャパシティ拡大を通じ、いつでも電話がつながる受電体制を構築しました。年間を通じたコールセンターの応答率は、90%以上を達成しています。また、「株の取引相談窓口」では、お客様一人ひとりのご希望や投資スタイルに寄り添い、銘柄探しや取引タイミング等の意思決定をサポートし、快適にお取引いただけるサービスを提供しました。その結果、第三者評価機関であるHDI-Japan（ヘルプデスク協会）が主催する「2024年度問合せ窓口格付け（証券業界）」において、最高評価の「三つ星」を14年連続で獲得しています。

4. セキュリティの強化

セキュリティの確保は、オンライン証券会社の生命線です。お客様が安心して取引することができるよう、口座への不正アクセスやサイバー攻撃といった想定されるリスクへの対策に努めます。

当事業年度においては、金融庁のサイバーセキュリティセルフアセスメントへの対応や、新たに同行から示されたサイバーセキュリティガイドラインに準拠するための対応を進めることで、さらなる社内体制の強化を図る上での課題を認識し、改善に取り組みました。また、様々なサイバーセキュリティ演習に参加し、結果を踏まえた社内管理体制やコンティンジェンシープランなどの見直しに取り組みました。お客様向けのサービスでは、通知メールサービスの対象を拡充しました。パスワードを連続して間違えたことによりログインロックがかかった場合にメールを送信し、不正アクセスを早期発見する機能を強化しました。

(8) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第106期 (2021.4.1~2022.3.31)	第107期 (2022.4.1~2023.3.31)	第108期 (2023.4.1~2024.3.31)	第109期 (当事業年度) (2024.4.1~2025.3.31)
営 業 収 益	30,388	29,605	36,801	39,204
(うち受入手数料)	(17,454)	(16,067)	(20,390)	(19,969)
経 常 利 益	12,791	11,253	15,054	15,292
当 期 純 利 益	11,439	7,823	9,790	10,501
1株当たり当期純利益	44円50銭	30円42銭	38円06銭	40円80銭
総 資 産	879,394	976,026	1,172,667	1,121,828
純 資 産	78,719	76,353	76,326	76,600

(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注2) 当事業年度に表示方法の変更を行ったことに伴い、第108期以前の営業収益は、当該変更を反映した組替後の数値を記載しております。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

(9) 主要な事業内容

1. 株式等委託売買業務

顧客の委託を受けて、国内外の有価証券の売買、市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）を執行する業務です。

2. 引受・売出し業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、発行体のためにその販売を引き受けて顧客に販売する業務です。

3. 募集・売出しの取扱業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、顧客に販売する業務です。

4. 外国為替証拠金取引業務

取引証拠金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務です。

5. その他の取扱業務

ウェブサイトを利用した広告業務等です。

6. トレーディング業務

自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務です。

(10) 主要な営業所

1. 当社本店 東京都千代田区麹町一丁目4番地
2. 札幌センター 北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1

(11) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
217名	14名増	37.4歳	10.3年

(注) 従業員数には、嘱託を19名含んでおります。

(12) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	短期借入金	33,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	30,000
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	25,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	20,000
株式会社八十二銀行	短期借入金	7,000
株式会社静岡岡銀行	短期借入金	5,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	10,983

(注) コールマネーを除く主要なものを記載しております。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 259,264,702株 (自己株式 1,819,109株を含む)

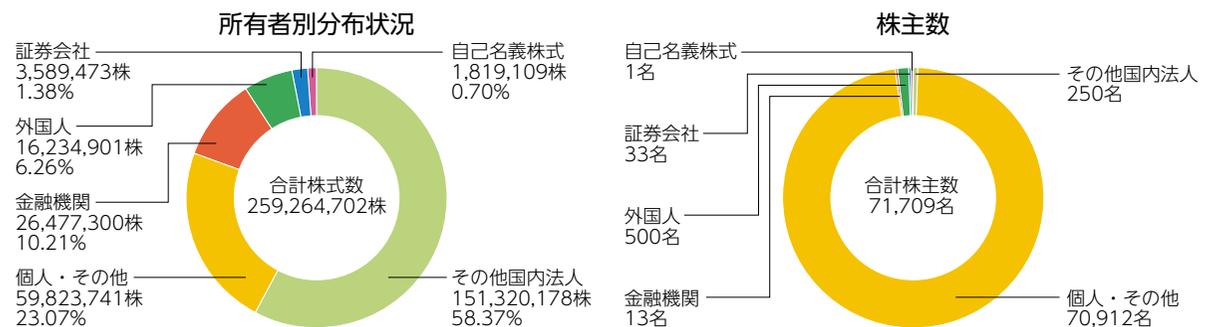
(2) 株主数 71,709名 (前期末比 3,557名増)

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
丸六株式会社	96,706 千株	37.56 %
松興株式会社	35,722	13.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,208	8.24
株式会社 Mam F i v e	5,862	2.28
株式会社 Mam O n e	5,862	2.28
株式会社 Mam T h r e e	5,862	2.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,825	1.49
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	1,619	0.63
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	1,412	0.55
J P モルガン証券株式会社	1,228	0.48

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

株主分布状況



株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

第109期事業報告

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

監査報告書

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	和里田 聰	
専務取締役	鵜澤 慎一	コーポレート部門担当役員
常務取締役	佐藤 邦彦	IT部門担当役員
常務取締役	柴田 誠史	事業部門担当役員 兼 IT部門担当役員 (IT戦略担当)
取締役	雑賀 基夫	法務・コンプライアンス部門担当役員
取締役	芳賀 真名子	人事・総務部門担当役員
取締役	田中 豪	営業部門担当役員 (マーケティング・投資メディア担当)
取締役	今井 崇人	営業部門担当役員 (顧客サポート・事業法人担当) 兼 戦略部門担当役員 兼 戦略企画部長
取締役	松井 道太郎	
取締役	小貫 聡	
取締役	堀 俊明	
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 武文	
取締役 (監査等委員)	甲斐 幹敏	
取締役 (監査等委員)	小駒 望	小駒望公認会計士事務所代表
取締役 (監査等委員)	川西 拓人	のぞみ総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役小貫聡氏、堀俊明氏、甲斐幹敏氏、小駒望氏及び川西拓人氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内からの円滑な情報収集及び内部監査担当部署との緊密な連携を保持すべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 各社外取締役は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査等委員小駒望氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約により、填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び重要な使用人であります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

1.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、十分に審議を尽くしたうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本(2)において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な観点から検討を行っているため、取締役会としては決定方針に沿うものであると判断しております。

基本方針
当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社内取締役については、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえた報酬（基本報酬と株式報酬型ストック・オプションから構成する。）とする一方、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、独立性を確保するため株式報酬型ストック・オプションを付与せず、基本報酬のみとすることを基本的な考え方とする。
基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえて決定する。取締役の基本報酬についてはその決定を、代表取締役、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員で構成される指名報酬委員会に委ねる決議を取締役会で行い、株主総会決議の定める総額の範囲で、指名報酬委員会が決定する。
業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
当社の役員報酬には、業績連動報酬は含まないが、業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、社内取締役に対して毎年一定の時期に株式報酬型ストック・オプションを付与する。その公正価値の算定に当たっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、基本報酬と同様、個別の取締役の役位・役割及び業績も勘案して決定する。なお、株式報酬型ストック・オプションを付与する個数に関して当社の業績を示す指標を基礎とする具体的な算定方式は定めておらず、権利行使条件に業績を示す指標等を基礎とする算定方式も含まれていない。
基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社では、社内取締役の報酬等の支給割合について、基本報酬70%、株式報酬型ストック・オプション30%を基本的な考え方とするが、当社の主たる事業の業績は、経済環境や相場環境の状況等によって、大きく左右されることから、支給割合については基本的な考え方とかい離することがある。
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
基本報酬については、指名報酬委員会が、株主総会で決議された範囲内で決定する。株式報酬型ストック・オプションについては、指名報酬委員会がその付与内容を立案し、取締役会にて決定する。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- ・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- ・第109期事業報告

- ・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- ・監査報告書

2.取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、基本報酬については、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして年額3億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき指名報酬委員会が取締役の基本報酬を決定しております。指名報酬委員会の構成員は、代表取締役社長である和里田聰並びに社外取締役である小貫聡及び堀俊明であります。その権限の内容は、取締役の基本報酬の内容の決定及び取締役会に付議する取締役の株式報酬型ストック・オプション付与の原案の決定です。これらの権限を委任した理由は、取締役の報酬等に関する手続きの透明性の向上を図るためであります。

4.取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	412(21)	299(21)	113(-)	12(3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	47(26)	47(26)	-(-)	4(3)

(注) 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容は上記決定方針に記載のほか以下のとおりです。

項目	内容
目的である株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権 1個あたり100株)
新株予約権の行使価額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日翌日から3年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から6年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②期間の経過に応じて段階的に定められた区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

交付状況

新株予約権の回数	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
新株予約権の数	646個	1,175個	1,916個	1,848個	1,945個

(3) 社外取締役に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	小 貫 聡	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と、金融業界全般に関する幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また、経営における中長期的な戦略に関する助言や指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価・監督を行い、期待された役割を果たしております。
社 外 取 締 役	堀 俊 明	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と、金融業界全般に関する幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また、経営における中長期的な戦略に関する助言や指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価・監督を行い、期待された役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	甲 斐 幹 敏	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会8回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小 駒 望	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会8回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	川 西 拓 人	社外取締役 (監査等委員) 就任後に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、社外取締役 (監査等委員) 就任後に開催された監査等委員会6回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地や、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- ・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- ・第109期事業報告

- ・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- ・監査報告書

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当事業年度に係る報酬等の額
48百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
50百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて、当社の事業内容や事業規模を踏まえ、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2) 1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する保証業務の提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が法令諸規則に違反した場合及び公序良俗に反する行為があった場合に、当該会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断したときは、解任又は不再任の決定を行う方針です。

(注) 本事業報告中に記載されている数値は、別途注記がある場合を除いて表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,100,470	流 動 負 債	1,040,508
現 金	67,374	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	504
預 金	621,312	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	504
金 銭 の 信 託	14,342	約 定 見 返 勘 定	430
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	8,442	信 用 取 引 負 債	44,376
商 品 有 価 証 券 等	11	信 用 取 引 借 入 金	10,983
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	8,431	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	33,394
信 用 取 引 資 産	338,636	有 価 証 券 担 保 借 入 金	40,538
信 用 取 引 貸 付 金	333,359	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	40,538
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	5,277	預 り	363,849
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	23,982	顧 客 か ら の 預 り	353,283
借 入 有 価 証 券 担 保 金	23,982	そ の 他 の 預 り	10,567
立 替	263	受 入 保 証 金	280,349
顧 客 へ の 立 替	97	短 期 借 入 金	302,950
そ の 他 の 立 替	167	前 未 受 収	15
募 集 等 払 込 金	1,764	未 払 払 費 用	554
短 期 差 入 保 証	16,111	未 払 法 人 税 等	4,002
前 払	3	未 払 与 引 当 金	2,407
前 未 収 入	382	賞 与 の 他	370
未 収 入	287	そ の 他	163
そ の 他 の 収 入	7,582	固 定 負 債	334
貸 倒 引 当 金	0	そ の 他	334
	△10	特 別 法 上 の 準 備 金	4,385
固 定 資 産	21,358	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	4,385
有 形 固 定 資 産	1,675	負 債 合 計	1,045,228
建 物	364	純 資 産 の 部	
器 具 備 品	1,311	株 主 資 本	75,469
無 形 固 定 資 産	8,838	資 本 本 金	11,945
ソ フ ト ウ ェ ア	8,838	資 本 剰 余 金	9,804
そ の 他 の 資 産	0	資 本 準 備 金	9,793
投 資 そ の 他 の 資 産	10,844	そ の 他 資 本 剰 余 金	11
投 資 有 価 証 券	7,698	利 益 剰 余 金	55,095
出 資 有 価 証 券	8	利 益 準 備 金	159
長 期 貸 付 金	306	そ の 他 利 益 剰 余 金	54,937
長 期 差 入 保 証	954	繰 越 利 益 剰 余 金	54,937
長 期 前 払 費 用	188	自 己 株 式	△1,375
繰 延 税 金 資 産	1,742	評 価 ・ 換 算 差 額 等	860
長 期 立 替	489	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	860
そ の 他 の 資 産	84	新 株 予 約 権	272
貸 倒 引 当 金	△626	純 資 産 合 計	76,600
資 産 合 計	1,121,828	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,121,828

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書



- 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

- 第109期事業報告

- 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

- 監査報告書

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		39,204
受 入 手 数 料	19,969	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	3,752	
金 融 収 益	15,483	
金 融 費 用		2,069
純 営 業 収 益		37,135
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		21,499
営 業 利 益		15,636
営 業 外 収 益		112
営 業 外 費 用		456
経 常 利 益		15,292
特 別 損 失		295
固 定 資 産 除 売 却 損	43	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	252	
税 引 前 当 期 純 利 益		14,996
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,639	
法 人 税 等 調 整 額	△144	4,495
当 期 純 利 益		10,501

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2024年4月1日残高	11,945	9,793	13	9,805	159	55,244	55,403
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△10,809	△10,809
当期純利益						10,501	10,501
自己株式の処分			△1	△1			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	△1	△1	-	△308	△308
2025年3月31日残高	11,945	9,793	11	9,804	159	54,937	55,095

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	△1,490	75,663	391	391	271	76,326
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△10,809				△10,809
当期純利益		10,501				10,501
自己株式の処分	115	113				113
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			469	469	0	469
事業年度中の変動額合計	115	△195	469	469	0	275
2025年3月31日残高	△1,375	75,469	860	860	272	76,600

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

松井証券株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 辻村和之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 芦澤智之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

・ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・ 第109期事業報告

・ 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・ 監査報告書

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

・株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

・第109期事業報告

・計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

・監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査担当部署等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

松井証券株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	高橋武文	㊟
監査等委員	甲斐幹敏	㊟
監査等委員	小駒望	㊟
監査等委員	川西拓人	㊟

(注) 監査等委員甲斐幹敏、小駒望及び川西拓人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

